**○北陸地方整備局告示第六十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百五十九号　石川県羽咋郡宝達志水町菅原テ三二番から同町菅原テ九番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

**○北陸地方整備局告示第六十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十七号及び三百五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 石川県石川郡野々市町堀内四丁目一七二番から同町堀内五丁目一四八番まで | 前 | 一八・四〇～二五・〇〇メートル | 〇・三三三キロメートル |
| | 後 | 一九・〇〇～三五・六〇メートル | 〇・三三三キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百五十七号及び三百五号　石川県石川郡野々市町堀内四丁目一七二番から同町堀内五丁目二四二番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

**○北陸地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 七尾市千野町レ六番一から同市国下町ル一番八まで | 前 | 七・八〇～一一・八〇メートル | 〇・〇六六キロメートル |
| | 後 | 七・八〇～一一・八〇メートル | 〇・〇六六キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百五十九号　七尾市国下町ル五番一から同市八幡町ろ七一番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

**○北陸地方整備局告示第七十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第十七号加賀都市計画道路事業

三・五・四十二号片山津中央線

三　事業施行期間　自平成十六年二月二十六日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

**○中部地方整備局告示第六十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 下呂市萩原町萩原字東町一三八六番から同市萩原町萩原字西町一四〇八番一まで | 前 | 三二・〇〇～三四・八〇メートル | 〇・〇一七キロメートル | |
| | 後 | 二七・〇〇～三〇・五〇メートル | 〇・〇一七キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線銘　百五十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 豊田市駒場町向金一七六番二から同市逢妻町四丁目九〇番一二まで | 前 | A 九・六〇～一〇・〇〇メートル | 一四・九四六キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B 一〇・〇〇～一二・六〇メートル | 九・一五八キロメートル | |
| | | C 二六・八六～一四三・九一メートル | 〇・七〇〇キロメートル | |
| | 後 | A 九・六〇～一〇・〇〇メートル | 一四・九四六キロメートル | |
| | | B 一〇・〇〇～一四三・九一メートル | 一二・八〇二キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所